

決定したケース数は49件で約22%である。

問 利用者に沿った支援がで
きるかが問題である。支援施
策等に精通した行政職員が担
当すべきだと考えるが、9月
補正予算以降、具体的に対策
は進めたのか。

答 相談窓口は、平成27年4
月から福祉総務課内に新たな
係を設け正規職員3名と一般
職非常勤職員2名の5人体制
で考えており、相談業務に精
通した職員の配置を人事当局
に要望しており、非常勤職員
には社会福祉士を募集してい
る。庁内体制は、各課と協力
連携して取り組む。

問 衆議院の厚生常任委員会
の附帯決議には、ケースワー
カーや民生委員と関係者間の
連携と協力のもとに生活困窮
者に対して漏れない支援を行
うことが書かれているが、具
体的な計画は。

答 支援業務に精通した人員
を配置し、本人の自立を支援
員が寄り添って支援するよう
な形を考えている。

問 ニートやひきこもり等の
問題がある中、生活困窮者の
発見、相談窓口への誘導、ま
た、自治体の徴収収納部分や

電気やガス関係などのネッ
トワークを形成が重要だと考
えるが、訪問やチェックする
体制についての考えは。

答 ネットワーク形成に努め、
早期に生活困窮者を把握し、
深刻化する前に解決を図りた
い。職員の窓口への同行など、
寄り添った形で進めたい。

問 支援計画を事業ごとに立
てるのが義務づけられてい
るが、体制としては、複数の
仕事をするつもりか。

答 まだわからない。

問 自立相談支援事業には、
生活保護申請への助言や適用
の義務が明記されていないが、
生活保護の利用資格者に対し、
水際で申請させないことの助
長に繋がる。国会では、支援
事業を受けているか否かにか
かわらず、生活保護が受給で
きるとの答弁がある。認識は。

答 生活保護の申請権を侵害
することのないように適切な
対応をする予定である。

問 必須事業である住宅確保
給付金制度は、既存の住宅支
援給付事業を制度化したもの
だが、現行からの改善点は。

答 支給要件に見直しがあっ
た。また、自立相談支援を受
けることが必須となり、住居

確保給付金の支給終了後も関
わりを持ち支援を継続するこ
とになる。

問 任意事業として4つの事
業があるが、生活困窮者世帯
の子どもの学習支援を行う学
習支援事業は、必須事業並み
に重要な事業である。進め方
についての考えは。

答 先進地等の事例を参考に
検討したい。まずは必須事業
から始めたい。



生活福祉課 相談室

行政視察受入 (平成26年11月6日以降)

視察日	市町村名	視察件名	人数
11月13日	山形県南陽市議会(希望)	・消防団拠点施設整備事業について	4
11月17日	紀の海広域施設組合議会	「クリーンセンターかしはら」の運転管理の取り組み等について ・長期包括運営委託について ・処理施設供用開始に伴う調整事項について	13

議員活動状況 (平成26年11月1日から平成27年1月31日)

議員行政視察(政務活動費を含む)

視察日	視察・研修先「件名」	視察者
11月 5日	○堺市 「グリーンクロックス新世代植物工場GCNプロジェクト」 ○大阪府富田林市 「飲食店と植物工場のITソリューション」	奥田寛・竹田きよし・ 宇佐美・高橋各議員
11月26日	○奈良市 「観光資源「県内の城跡」について」	奥田英人議員
1月30日	○大阪市 「地域包括ケア特別講座in大阪」	大北・亀甲・森下・竹田きよし・ 櫻本・高橋・宇佐美各議員